

ケアラーとはあなたや
あなたの身近な人の
ことなのかもしれません。

「**ケアラー**」とは _____

高齢、障害、疾病などの理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人のことです。

「**ヤングケアラー**」とは _____

ケアラーのうち **18歳未満**の人をヤングケアラーといいます。

誰もがケアする側・ケアされる側になる時代です。

ケアする人を孤立させないために、

理解することから
始めましょう。



＼ 知ること、考えることから始めてみませんか？ ＼

ケアラー支援に関する 主な相談先

高齢の親や祖父母、きょうだい、パートナーなどの
介護やお世話に関する相談先

市町相談窓口

お住まいの地域を担当する
市町の地域包括支援センター

障害を持つ親やきょうだい、パートナーなどの
介助やお世話に関する相談先

市町相談窓口

お住まいの地域を担当する
市町の基幹相談支援センター など

ヤングケアラーに関する相談先

市町相談窓口

**ひとりで抱え込まず、
相談することが大切です。**

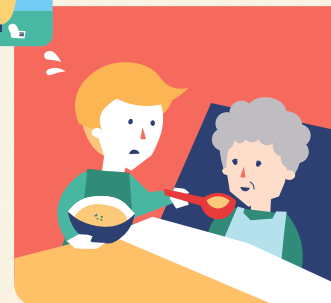
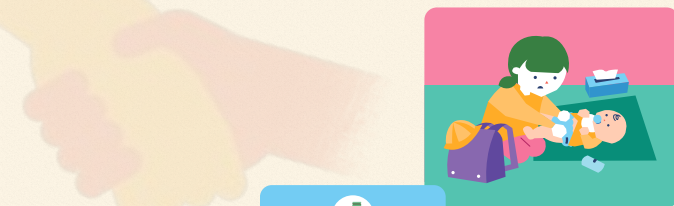
ケアラー支援に関する相談先の詳細は
こちらのQRからご覧ください。



- 令和7年3月発行 -

ケアする人を ひとりにさせない 地域共生社会

全てのケアラーが
個人として尊重され、
社会から孤立することなく、
安心して生活することができる
地域社会の実現を目指して



令和5年4月
栃木県ケアラー支援
条例施行

令和6年3月
栃木県ケアラー支援
推進計画策定

栃木県ケアラー支援条例

基本理念（第3条）

- 01 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく安心して生活することができるよう行われなければならない。
- 02 ケアラー支援は、ケアラーの意思を尊重するとともに、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。
- 03 ケアラー支援は、県、市町村、県民、事業者、関係機関、支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるよう行われなければならない。
- 04 ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者に対する支援と一体的に行われなければならない。
- 05 ヤングケアラーへの支援は、子どもの時期が各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う時期であることに鑑み、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されるよう行われなければならない。

地域社会全体でケアラーを支えることが必要です。

ケアラー支援に関する取組や詳細は、
こちらのQRからご覧ください。



「ケアラー」とはこのような人たちです



障害のある子どもの子育て
や障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢
者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病
でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の
介護をしている



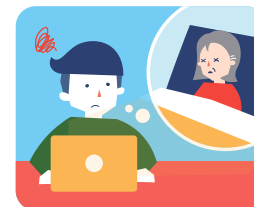
遠くに住む高齢の親が心配
で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守り
などのケアをしている



アルコール・薬物依存やひ
きこもりなどの家族のケア
をしている



障害や病気の家族の世話や
介護をいつも気にかけてい
る

「ヤングケアラー」とはこのような人たちです



障害や病気のある家族に代
わり買い物・料理・掃除・洗
濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょう
だいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだ
いの世話や見守りをしてい
る



目を離せない家族の見守
りや声かけなどの気づか
いをしている



日本語が第一言語でない
家族や障害のある家族の
ために通訳をしている



家計を支えるために労働
をして障害や病気のある
家族を助けている



アルコール・薬物・ギャン
ブル問題を抱える家族に
対応している



がん・難病・精神疾患など
慢性的な病気の家族の看
病をしている



障害や病気のある家族の
身の回りの世話をしてい
る



障害や病気のある家族の
入浴やトイレの介助をし
ている